

自由民主党道州制推進本部「道州制基本法案（骨子案）」
に対する考え方の整理の必要性について

奈良県知事 荒井正吾

少子高齢化、グローバル化の進展など、わが国は転換期に直面しているが、このような時代にあって、社会保障の重要性は益々高まり、その充実のためには住民へのサービス給付を直接担う基礎自治体の役割が重要となってきた。従って、現下の国家課題にどのように立ち向かうかとの観点から、まず、基礎自治体のあり方を整理すべきであると考えます。

次に、道州制を含む広域地方行政組織のあり方を検討するにあたっては、これから役割が増大する基礎自治体との関係を明確にすべきであるが、その際、社会保障制度等の個別法の体系における広域地方行政組織と基礎自治体の役割分担を整理しておく必要がある。

また、道州制など広域地方行政組織を導入するにあたっては、国家機構の複雑化を避けるためにも、府県制を廃止すべきものと思われるが、その際には、現府県の有する債務の帰属と償還のあり方を明確にしておくべきものと考えます。

わが国の地方行政組織は、これまで基本的には都道府県と市町村で構成され、明治から昭和、平成の合併を経て、市町村数は約71,300から約1,700に大幅に減少したが、都道府県数に変化はなく、また、道州制のような広域地方行政組織は、戦中戦後の短期間を除き、これまで存在していない。

都道府県数に変化がなかったのは、都道府県域を超えた広域地方行政組織の必要性が、これまで国民の間に認識されてこなかったからではないかと思われる。道州制のような広域地方行政組織が今後どのような意味で必要とされるのか、積極的な理由づけがされる必要があるものと思われる。

平成25年4月22日